

身体拘束等の適正化のための指針

1. 基本的考え方

身体拘束は、お客様の生活の自由を制限することであり、尊厳ある生活を拒むものです。らいふアシスト・泉ヶ森では、お客様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護の実施に努めます。

【緊急・やむを得ない場合の例外三原則】

お客様の心身の状況を勘案し、疾病等を理解した上で身体拘束を行わない介護をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性:お客様本人または他のお客様、職員等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②非代替性身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1)身体拘束の原則禁止

らいふアシスト・泉ヶ森においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2)やむを得ず身体拘束を行う場合

お客様本人または他のお客様の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「身体的拘束等適正化検討委員会」を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、お客様本人・家族への説明し同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3)サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①お客様主体の行動・尊厳ある生活、就業環境の保持に努めます。
- ②言葉や対応等で、お客様の精神的自由を妨げないよう努めます。
- ③お客様の思いをくみ取り、お客様の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④お客様の安全を確保する観点から、お客様の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。万一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、「身体的拘束等適正化検討委員会」において検討をします。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらお客様に主体的な生活等をしていただける様に努めます。

(4)お客様・家族への説明

お客様に安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時らいふアシスト・泉ヶ森の方針を説明します。お客様及びご家族の生活に対する意向を確認し、ケアの方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1)「身体的拘束等適正化検討委員会」の設置

らいふアシスト・泉ヶ森では、身体拘束の廃止に向けて「身体的拘束等適正化検討委員会」を設置します。

①設置目的

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への研修

②「身体的拘束等適正化検討委員会」の構成員(業務連絡会議メンバーとする)

- ・施設長(委員長は「施設長」とする。)
- ・業務グループ長
- ・事務長
- ・看護長
- ・介護長
- ・生活相談員
- ・看護師
- ・ケアマネジャー
- ・介護リーダー

※必要に応じて本社職員や主治医の助言を仰ぐ。

③協議等の開催

- ・原則 3 ヶ月に1回以上、定期開催します。必要時は随時開催します

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

(1)お客様又は他のお客様の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の対応をすることがあります。

- ①徘徊しないように、車いす、いす、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、T 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢等を紐等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない状況になった場合、「身体的拘束等適正化検討委員会」の委員が集まり、拘束によるお客様の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要素のすべてを 満たしているかどうかについて検討・確認をします。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する同意書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の委員会を実施(月 1 回以上)に努めます。

(2)お客様本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前にお客様・家族等と行っている内容と今後の方向性、お客様の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

(3)記録と再検討

身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討していきます。記録 は 2 年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

(4)拘束の解除

上記(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨をお客様、家族に報告します。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員研修

介護に関わる職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について研修を行います。

- ①定期的な研修(年 2 回以上)の実施
- ②その他必要な教育・研修の実施

6. 苦情解決方法(身体拘束・虐待について)

- ①重要事項説明書に記載された苦情に対する窓口にて対応します。
- ②身体拘束・虐待に関する内容が報告された場合、身体的拘束適正化委員会の議題として対応します。

7. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則 本指針は 2023 年 7 月 13 日より施行する

以上